

軽自動車税について

①三輪、四輪の重課税

平成28年度課税から、最初の新規検査から13年経過した三輪、四輪の軽自動車について、重課税が導入されています。(ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車は重課の対象から除きます。)

平成29年度課税の重課対象は平成16年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両(自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成16年3月」以前)となります。

※平成15年10月14日前に最初の新規検査を受けた車両は年までの記載しかなかったため、その年の12月に検査を受けたものとみなします。

※重課税率とは、グリーン化(環境への負担軽減)を進める観点から最初の新規検査年月から13年を経過した車両について、その翌年度から適用されます。

購入した年ではなく、新規検査年月からの経過年数で課税されま

すのでご注意ください。

車種区分			重課税率(年税額)
軽四輪	乗 用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

②グリーン化特例の延長

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、特例措置が1年間延長になりました。

これにより、平成28年4月～平成29年3月に新規取得した三輪、四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

車種区分			税率(年税額)		
			(ア)	(イ)	(ウ)
軽四輪	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		貨物用	1,000円	1,900円	2,900円

(ア)電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ)乗 用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗 用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り適用。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

○お問い合わせ

本庁税務課

☎ 43-2816(直通)

佐賀支所地域住民課

☎ 55-3113(直通)

☎ 55-3113(直通)

110番の適切な利用を

1月10日は「110番」の日です。110番は、事件や事故が発生した際に、県民の皆さんと警察を結ぶホットラインであり、安全で安心な日常生活に欠かすことのできないものです。

緊急の場合は「110番」、各種相談は「#9110」または中村警察署「0880-34-0110」にお願いします。

モクズガニの保護について

県内の河川では、資源の減少が心配されているモクズガニを保護するため、12月から翌年7月までの間、高知県内水面漁場管理委員会の指示によりモクズガニを取ることが禁止されています。

モクズガニの資源回復に向けた皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

○お問い合わせ先

高知県漁業管理課(高知県内水面漁場管理委員会事務局)
☎ 088-821-4608